

静岡県告示第674号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	沼津土肥線	伊豆市小土肥字橋沢1471番の3地内	前	17.5～19.8	3.5
			後	18.4～19.8	3.5

=====

静岡県告示第675号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月25日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	磐田掛川線	掛川市上張字猿田1008番の4から 掛川市上張字神前963番の6まで	前	33.7～43.4	15.4
			後	33.7～43.4	15.4